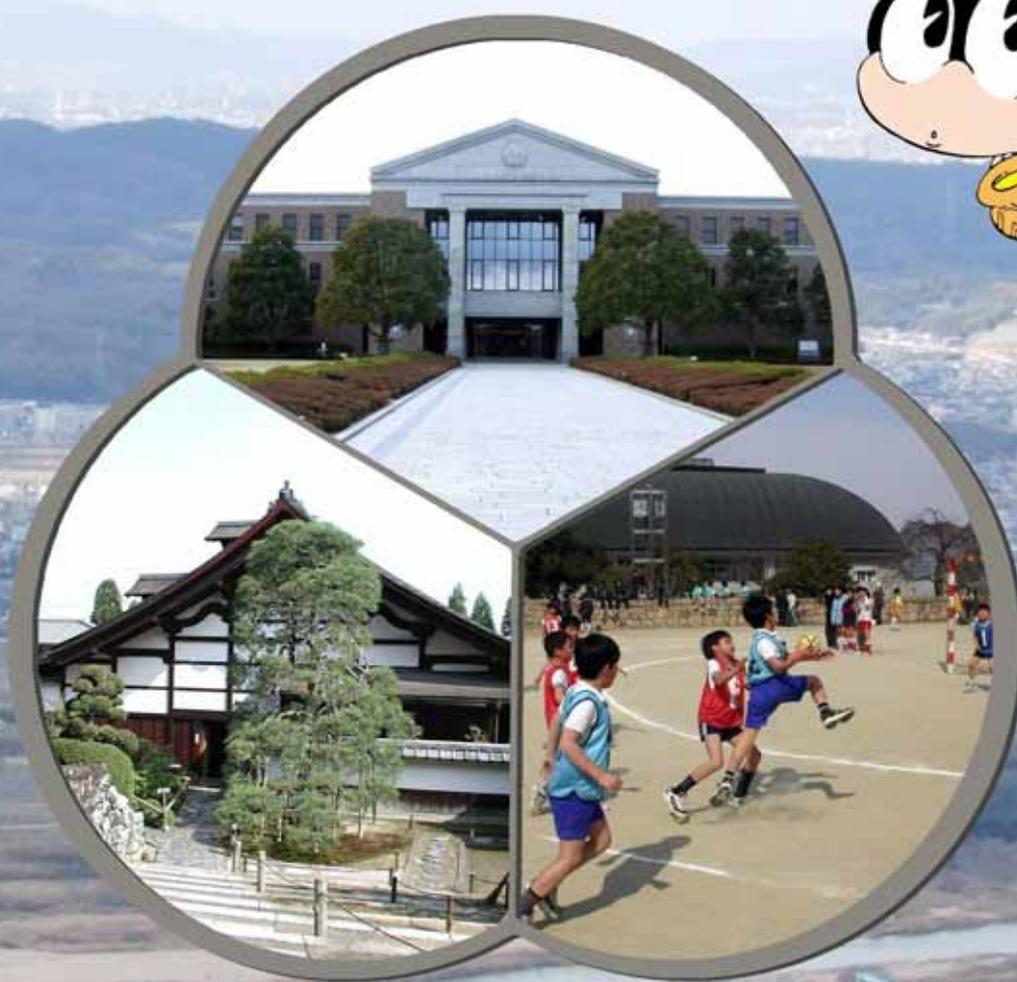


Lifelong learning of  
Kyotanabe

いつでも どこでも だれでも なんとでも たのしく

# 京田辺市生涯学習推進基本計画



京都府京田辺市

#### 表紙のデザインについて

表紙中央のデザインは、クローバーをかたどり、3枚の葉には、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを意味します。また、クローバーの花言葉は「約束」であり、市民との深い絆を象徴しています。大好きなクローバーの花に近づく、右上のミツバチは、石ノ森章太郎氏のデザインで、生涯学習のマスコットとして、「学び」とミツバチの「Bee」をあわせて「マナビィ」と名付けられています。ミツバチの触覚は2本ですが、「学」という字の角が3本あるように、学ぶことの好きな「マナビィ」には触覚が3本あります。

京田辺市のあちらこちらで、生涯学習の花が開くことを願ってイメージしたものです。

## 豊かな生涯学習社会に向けて

京田辺市においては、「心豊かな人を育てるまちづくり」を生涯学習の目標において、その目標年次を平成17年と定め、平成8年に策定した「京田辺市生涯学習推進基本計画」に基づき生涯学習の基盤づくりを推進してまいりました。

今日の私たちを取り巻く環境は、この10年間を省みても、科学技術の進歩や経済の変動及び高度情報化、国際化、少子高齢化などの社会の変化の一方で、人々の生活意識や価値観が多様化し、物質的な豊かさから自然や環境との関わり、心のゆとりと豊かさを求める社会へと大きく変化してきました。

このような背景の中で、21世紀の今後においては、学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力、民間機関の教育力等を再生及び向上して、「自立・共生・連携」という人間性重視の社会を創造していく必要性が一層増大してきました。

これらの課題を解決していくためには、市民一人ひとりが自己の生活を向上・発展させ、生涯にわたって必要な知識・技術を身につけていくことが大切です。さらに、自らの感性や能力を発揮できるような機会と場において、楽しく自己実現を進め充実感を高めるために、自ら判断し実践できるように努めていただくことを期待します。

そして、市民一人ひとりが「参加型社会」の実現を目指して、自己の幸せを追求していく学びに応えるために、安全・安心・信頼される住みよいまちづくりと、生涯学習施策の新たな展開に努めていきます。

「生涯学習推進基本計画」では、これらのことを実現する学習を支援し、充実していくための施策を策定しました。そして「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境を確保して、共に学ぶ生涯学習社会の構築と、市の特性を生かした学習事業の開発を進めて「緑豊かで健康な文化田園都市づくり・人づくり」の実現を図りたいと思います。

このためには、行政・市民・各種団体・民間等が一体となり、連携・協力することが何よりも重要であり、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年4月

京都府京田辺市長 久村 哲

# 市 民 憲 章

わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。

わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

わたくしたちは、心のふれあう、健康で明るい福祉のまちを築きます。

わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、心豊かな人づくりに努めます。

わたくしたちは、世界と手をつなぎ、力を合わせて平和なまちをつくります。

(昭和41年10月1日制定)

# 目 次

## 第1部 総 論

- 1. 生涯学習とは ..... 1
- 2. 生涯学習の背景と新たな課題 ..... 1

## 第2部 計画策定の基本的な考え方

- 1. 計画の目標 ..... 2
- 2. 計画の視点 ..... 2
- 3. 生涯学習の充実・振興を図る課題 ..... 3
- 4. 生涯学習推進上の課題と行政の役割 ..... 3
- 5. 生涯学習推進施策の体系 ..... 4
- 6. 計画の期間 ..... 4
  - ( 施策体系図 ) ..... 5
  - ( 推進組織図 ) ..... 6

## 第3部 基本計画(基本的な施策目標と重点施策)

- 1. 自ら学ぶ意欲づくり ..... 7
  - (1) 学習機会の提供と拡充 ..... 7
    - 1) これまでの学習機会の提供と内容の見直し ..... 7
    - 2) 新しい学習機会の創出 ..... 7
    - 3) ライフステージに対応した学習機会の提供 ..... 7
    - 4) ライフスタイルに対応した学習機会の拡充 ..... 7
    - 5) 分館公民館(集会所等)など、身近な場所での学習機会の拡充と支援 ..... 7
    - 6) 学校週5日制に伴う学校開放の促進と地域との交流促進 ..... 7
    - 7) 自己学習と交流学習の促進 ..... 7

8) 出前講座の充実と情報提供の促進 .....	7
9) 学習者が必要とする情報の提供システムの確立 .....	7
<b>(2) 市の特性を生かした学習情報の蓄積と発信 .....</b>	<b>7</b>
1) 地域の文化、自然を生かした学習の促進 .....	7
2) 大学等との連携による学習の充実 .....	8
<b>(3) 生涯学習相談体制の機能の充実 .....</b>	<b>8</b>
1) 学習の相談窓口の整備と充実 .....	8
2) 専門職員（学習相談員等）の養成と配置 .....	8
<b>2. 楽しく学ぶことができる機会の充実 .....</b>	<b>8</b>
<b>(1) 生涯を通じた学習機会の充実 .....</b>	<b>8</b>
1) 生涯学習プログラムの充実 .....	8
2) 課題別学習の促進 .....	8
3) 出前講座等の開催 .....	9
4) 高齢者学習の充実 .....	9
5) 参加・体験型学習の提供 .....	9
<b>(2) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と充実 .....</b>	<b>9</b>
1) 文化・芸術・スポーツ活動の発表や鑑賞の機会の拡充 .....	9
2) 地域に親しみ地域を愛する心の育成とその支援 .....	9
<b>(3) 学びを広げるための施設の開放と有効活用 .....</b>	<b>9</b>
1) 学校と福祉施設の連携、介護体験と世代間交流の促進 .....	9
2) 安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化 .....	9
3) 分館公民館を利用した主体的な活動の支援 .....	9
<b>3. 学習基盤の充実と活用 .....</b>	<b>10</b>
<b>(1) 学習プログラムの充実と情報の提供 .....</b>	<b>10</b>

1) 生涯学習プログラムの充実 .....	10
2) 生涯学習情報の提供 .....	10
<b>(2) 特色のある学習の整備と充実 .....</b>	<b>10</b>
1) 一般行政と教育行政の連携の充実 .....	10
2) 学校教育と社会教育の連携の強化 .....	10
3) 学校開放 .....	11
4) 学校法人同志社との連携事業の推進 .....	11
5) 民間機関等との連携 .....	11
<b>(3) 生涯学習施設の拠点機能の充実とネットワーク化 .....</b>	<b>11</b>
1) 生涯学習施設の拠点機能の充実 .....	11
2) 生涯学習関連施設の整備・充実 .....	11
3) 生涯学習関連施設の連携 .....	12
(学習ネットワークイメージ) .....	12
<b>4. 学習を支える人材・指導者の育成 .....</b>	<b>13</b>
<b>(1) 学習を支える人材の育成と活用 .....</b>	<b>13</b>
1) 指導者・リーダーの育成 .....	13
2) 生涯学習ボランティアの育成 .....	13
3) 学習相談員の育成と機能の充実 .....	13
4) 生涯学習推進協力員の資質の一層の向上 .....	13
<b>(2) 学習団体やボランティアの育成と活性化 .....</b>	<b>13</b>
1) 学習団体等の育成と支援 .....	13
2) 学習団体等の相互の連携及び交流の場とその機会づくり .....	13
<b>(3) 心の教育を進める機会の充実と指導者の育成 .....</b>	<b>13</b>
1) 家庭教育の充実 .....	13
2) 学校教育の充実 .....	14

3) 社会教育の充実 .....	14
4) 社会体育の充実 .....	14
<b>5. 学習を進める仕組みの充実 .....</b>	<b>14</b>
<b>(1) 学習の成果が生きる仕組みづくり .....</b>	<b>14</b>
1) 「生涯学習人材バンク」の機能の拡充と活用 .....	14
2) 生涯学習システムの構築と活性化 .....	14
3) 学習成果の評価の体系的な整備と充実 .....	15
<b>(2) 生涯学習推進体制の機能の充実 .....</b>	<b>15</b>
1) 生涯学習推進協議会の機能の充実 .....	15
2) 生涯学習推進本部の機能の充実 .....	15
3) 生涯学習推進幹事会の機能の充実 .....	15
4) 生涯学習推進事務局の機能の充実 .....	15
5) 生涯学習推進協力員の継続配置 .....	15
<b>(3) 市民の主体的な学習活動の促進と充実 .....</b>	<b>15</b>
1) 学習プログラムの企画・運営への市民参画 .....	15
2) 市民の提案・企画による学習活動への支援 .....	16
3) 親の子育てに関する学習の支援 .....	16
<b>* 京田辺市生涯学習推進基本計画の策定経過 .....</b>	<b>17 ~ 18</b>
<b>用語解説 .....</b>	<b>19 ~ 23</b>

# 第 1 部 総 論

## 1. 生涯学習とは

生涯学習は、子どもの時から生涯にわたって、あらゆる機会や場の中で、生活の向上、職業上の能力の向上、また自己の充実を目指して、一人ひとりの自発性に基づいて進められる学習です。社会の変動の中で、その変化に対応できる力を身につけるため豊かな自己実現を図り、自ら判断し主体的に行動できる感性や能力等を、自分にあった方法で生涯をとおして身につけていくあらゆる活動が生涯学習です。

## 2. 生涯学習の背景と新たな課題

学習は、文化・教養タイプの学習機会の提供から、社会参加型や 問題解決型の学習へと進化する生涯学習の背景や課題として、次のようなことがあげられます。

- (1) 産業構造の急激な変化により、だれもが生涯にわたって知識・技術を習得することが必要になってきました。また、単に学習するだけでなく、学習成果を社会に還元するため多様な場や機会に生かしている人も多くなってきました。このような多様化・高度化する学習に対応するためには、一層、大学や民間教育機関等の人材を活用しながら、学習機会の確保と充実に努め、学習情報の提供等の市民の学習支援を拡充していくことが必要です。
- (2) 高齢社会をむかえて、生涯スポーツなどによる健康維持はもとより、安全・安心・信頼のある居場所の中で、仲間とともに何事にも意欲や関心を持ち、豊かでたくましく生きる力を醸成していく必要があります。
- (3) 次代を担う子ども・青少年の健全育成にあたり、家庭・学校・地域社会が密接に連携して取り組んでいく必要性が高まってきました。
- (4) 社会経験の豊かな高齢者など地域の人材が、ボランティアで活躍できる機会や場を提供していくことも必要になってきました。
- (5) 家庭や地域社会の教育力の低下、郷土を愛する心やモラル・生命観の希薄化等が進む中で、地域社会に対する関心を高め、行政と市民が一体となったまちづくり・人づくりを進めるために、意欲や関心及び親しみのもてる学習（自分さがしの学習）や交流の充実をしていく必要があります。
- (6) 市民だれもが共存・連携できる社会の中で、人権意識の向上と、男女共同参画社会の実現や国際理解の推進の必要性が増大してきました。

## 第2部 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画の目標

生涯学習は、市民の自発的な意思に基づく学習です。共に学ぶ生涯学習社会実現のため、市民・地域・行政が協働するとともに、市民一人ひとりの生涯学習への積極的な参画が、地域全体にひろがり、それがまちづくりと人づくり・コミュニティ活動の活性化につながるように、総合的な生涯学習を推進していきます。

### 2. 計画の視点

本市における生涯学習の風土を継承・発展・創造させるためには、『市民憲章』をその基本理念とするとともに、『第3次京田辺市総合計画』との連動を図っていきます。そのために自立と連携を基本とする中で、市民が学習を通して学びあい、支えあいながら、新しい自分を発見して社会規範の向上を図り、豊かな人間性と郷土愛に満ちた市民として、常に成長していくことをめざして具体的な計画の作成を進めます。

#### < 具体的視点 >

- (1) 市民が生涯にわたって学習に取り組む ライフスタイルと、それを支える総合的なシステムの確立に努めます。（生活を豊かにする社会の構築）
- (2) 市民の学ぼうとする潜在的な意識を高め、主体的かつ具体的な学習活動の展開を進めます。（情報システムの確立と提供、市の特性を生かした学習の推進）
- (3) あらゆる関係機関や団体等との連携をはかり、高度で多様な学習ニーズの対応に努めます。（学習推進のための総合的な体制の整備）
- (4) 学習の成果を、社会において生かすことのできる出会いと、人間性豊かな交流の機会や場の確保に努めます。（基本的な人権を尊重する社会の構築）
- (5) 市民が、学習の中で習得した力や姿を生かして、地域社会の再生・構築に努めます。（地域協働学習社会の創造 = 学習者の自立と連携）

### 3. 生涯学習の充実・振興を図る課題

生涯学習活動の将来を展望した推進を図るために、次のような学習者の視点に立った施策の整備と充実を進めます。

- |                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 子どものときから始まる学び                    | 生涯学習の基礎・基本づくり    |
| (2) 「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」できる学び | 生涯学習の場と機会の充実     |
| (3) 学びを広げ生かす                         | 生涯学習を活発にして成果を生かす |
| (4) 学びの情報を伝える                        | 生涯学習の情報収集と提供     |
| (5) 学ぶ体制を整える                         | 生涯学習の推進体制と機能の充実  |

### 4. 生涯学習推進上の課題と行政の役割

時代の大きな変化を的確に受けとめて未来を切り拓くためには、生活を支える基礎・基本的な学習を基盤として、新たな学習に対応した総合的な学習支援施策を推進していく必要があります。そのためには「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」市民の学習活動が円滑に進められるように、関係機関や各団体との連携を図りながら、学習機会の拡充や施設整備など学習基盤の整備と充実に努めます。

#### < 推進上の課題 >

- (1) 市民の学習実態の把握と地域の特性を生かした学習内容の推進
- (2) 関係機関等と連動した生涯学習推進体制の確立と協働
- (3) 生涯学習関連施設の整備と充実
- (4) 支援・相談体制の充実

## < 行政の役割 >

- (1) 生涯学習の振興を図るため、その普及・啓発に努めると共に、府及び関係機関や市内各団体との連携を基本にした推進体制の充実を進めます。
- (2) 市民の多様で高度化する学習ニーズを把握して、それらに的確に対応した学習機会や情報の提供及び相談・支援体制の充実を図ります。
- (3) 市民の学習意欲の高まりと、地域の特性を活かして生涯学習を推進するために、学習拠点の整備と各施設の ネットワークの強化を進めます。

## 5. 生涯学習推進施策の体系

京田辺市生涯学習推進基本計画における、施策の体系を、次の5項目とします。

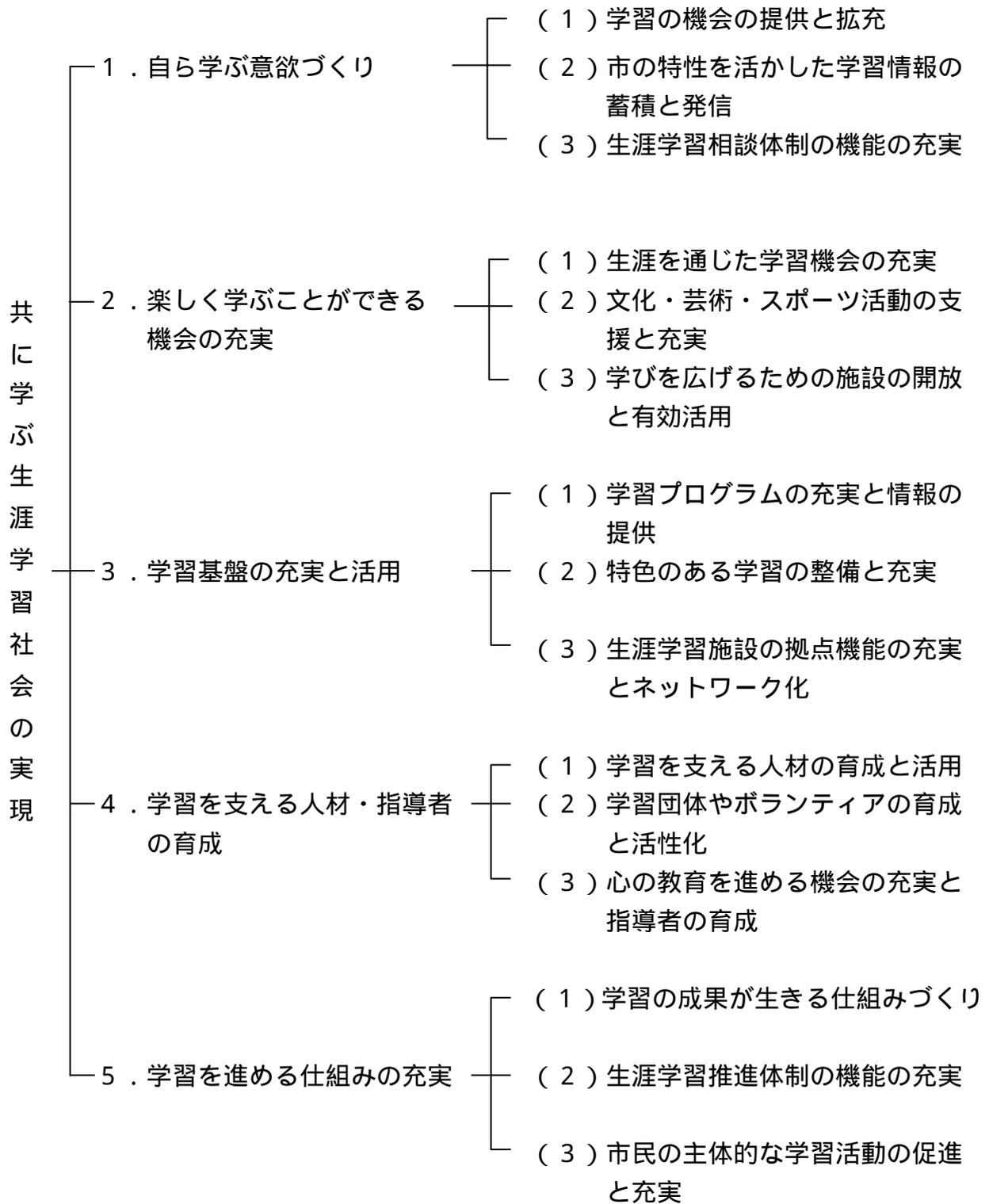
- (1) 自ら学ぶ意欲づくり
- (2) 楽しく学ぶことができる機会の充実
- (3) 学習基盤の充実と活用
- (4) 学習を支える人材・指導者の育成
- (5) 学習を進める仕組みの充実

## 6. 計画の期間

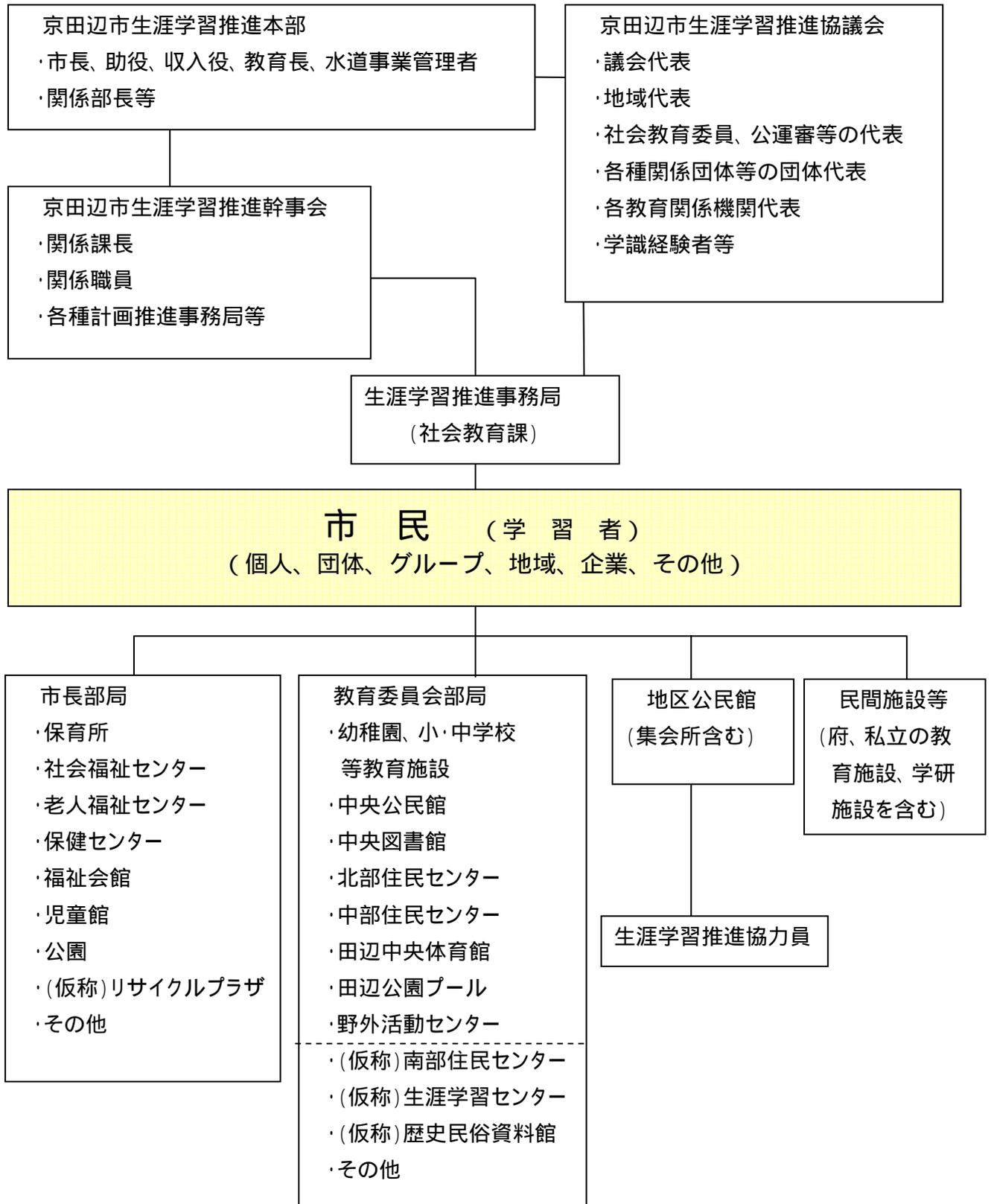
この計画目標年次は、平成18年(2006年)を初年度とし、目標年次である平成27年(2015年)までの10か年とします。

なお、計画推進の適正な進行管理と社会環境の変化、市民ニーズ等を考慮して必要に応じて見直しを行います。

## ( 施策体系図 )



## ( 推進組織図 )



## 第3部 基本計画（基本的な施策目標と重点施策）

### 1. 自ら学ぶ意欲づくり

#### <基本的な施策目標>

「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学ぶことができる学習環境を確保するため、公共性を考慮しながら、市民の学習ニーズにあった豊富な学習機会の拡充に努めます。

#### 重点施策

##### （1）学習機会の提供と拡充

これまでの学習機会を見直すとともに、ライフステージやライフスタイルに応じた学習の機会や社会的要請に応じた学習の拡充に努めます。

- 1) これまでの学習機会の提供と内容の見直し
- 2) 新しい学習機会の創出
- 3) ライフステージに対応した学習機会の提供
- 4) ライフスタイルに対応した学習機会の拡充
- 5) 分館公民館（集会所等）など、身近な場所での学習機会の拡充と支援
- 6) 学校週5日制に伴う学校開放の促進と地域との交流促進
- 7) 自己学習と交流学習の促進
- 8) 出前講座の充実と情報提供の促進
- 9) 学習者が必要とする情報の提供システムの確立

##### （2）市の特性を生かした学習情報の蓄積と発信

京田辺市の生涯学習の推進にあたっては『市民憲章』を理念とし、『第3次京田辺市総合計画』の基本構想を指針に、生涯学習のまちづくりを実現していくため、歴史・文化・自然・教育資源等京田辺の風土を尊重して、共に学び、心のふれあいを大切に、豊かで生きがいのある生涯学習の充実を図ります。

###### 1) 地域の文化、自然を生かした学習の促進

京田辺市には、豊富な遺跡や歴史・伝統行事、文化、産業が息づいています。

生涯学習の推進の中で、これらの分野で活躍している優れた指導者を、体験学習や地域活動等に活用することにより、市独自の歴史や伝統文化、産業や貴重な資源の保存と地域の活性化に努めます。

## 2) 大学等との連携による学習の充実

市民の生涯学習への関心や内容の高度化の中で、地域に開かれた教育・研究資源の活用という視点から、大学等の公開講座等の実施や図書館、各種体育施設の開放は、極めて重要な位置づけとなってきました。

特に本市では、同志社大学や同志社女子大学等が立地している好条件を生かして、連携事業の一層の充実や各種施設の開放など、大学や 学術関連施設が有する高度で豊富な人的・物的資源の一層の活用を促進します。

### (3) 生涯学習相談体制の機能の充実

#### 1) 学習の相談窓口の整備と充実

#### 2) 専門職員（学習相談員等）の養成と配置

## 2. 楽しく学ぶことができる機会の充実

### < 基本的な施策目標 >

本市では、第2次京田辺市総合計画の施策等を推進する中で、生涯学習のまちづくりの実現に努めてきました。その成果として、市民の学習意欲は向上して市民主体の学習活動が活発に展開されるようになりました。

今後は、多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するとともに、参加する人の層を拡充し、楽しく運営・参画がしていけるように、学習機会の有効的・効果的な提供を促進します。

## 重点施策

### (1) 生涯を通じた学習機会の充実

#### 1) 生涯学習プログラムの充実

学習の自立の促進と、継続した楽しい学習を進めるために、学習者の主体的な学習の企画や運営への参画を充実します。

#### 2) 課題別学習の促進

人間性豊かな生活を営むため、社会の急激な変化に対応できる課題別学習（環境や人権、高齢社会と福祉、防災・防犯、健康づくりとスポーツ活動、交通安全、国際理解、市民参加のまちづくり等）への取組と支援、学習機会の充実に努めます。

3) 出前講座等の開催

地域や団体等の発意や主体性に基づき、講師の派遣や情報提供等の支援と拡充に努めます。

4) 高齢者学習の充実

高齢者の自立能力の維持・向上を図るとともに、今日まで培ってきた経験や知識・技術を社会に生かす仕組みづくりを構築します。

5) 参加・体験型学習の提供

主体的で体験的な学習活動に参画して、学ぶことの楽しさや生きがいを仲間と共に共有して、参加型学習のプログラムの提供に努めます。

**(2) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と充実**

1) 文化・芸術・スポーツ活動の発表や鑑賞の機会の拡充

文化・芸術の発表や鑑賞機会、スポーツ活動の充実など、多くの市民の体験・参加ができるようにその支援に努めます。

2) 地域に親しみ地域を愛する心の育成とその支援

地域の風土・風習・歴史等を学び、地域に親しみ地域を愛する心とその活動の支援に努めます。

**(3) 学びを広げるための施設の開放と有効活用**

1) 学校と福祉施設の連携、介護体験と世代間交流の促進

高度で適正な介護の知識・技術を学習する機会の充実に努めるとともに、学校・地域と福祉施設の連携等により、介護体験や世代間交流を促進します。

2) 安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化

年齢や体力に応じた心身の健康や豊かさを培うことができるように、身近で安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化に努めます。

3) 分館公民館を利用した主体的な活動の支援

地域の人々の身近な地域づくりの場、交流の場、活発で多様かつ質の高い学習活動の場である分館公民館の有効利用を図るため、その利便性の向上に努めます。

### 3 . 学習基盤の充実と活用

#### < 基本的な施策目標 >

生涯学習の活動が、円滑かつ効果的に行われるための基盤整備に努めます。  
市民の学習活動を、多方面から支援していく学習情報の充実と提供に努めます。  
また、市民の学習の場と機会の充実を図るため、既存施設の効率的活用を進めるとともに、学習ニーズの多様化・高度化に対応した施設整備を検討します。

#### 重点 施 策

##### (1) 学習プログラムの充実と情報の提供

###### 1) 生涯学習プログラムの充実

楽しく、工夫のある生涯学習プログラムの開発と充実を図ります。

###### 2) 生涯学習情報の提供

「広報きょうたなべ」「学びの情報誌」などの充実  
公共施設など、生涯学習関連の情報コーナーの整備と充実  
コンピュータを活用した学習情報の充実  
新聞、ラジオ、テレビなどの活用による情報提供  
視聴覚資料を含めた資料集の作成と 情報ライブラリーの設置

##### (2) 特色のある学習の整備と充実

###### 1) 一般行政と教育行政の連携の充実

市長部局と教育委員会部局との密接な連携と協力  
各部局(課)にわたる関連事業の連絡調整や情報交換の充実  
事業補完や共催事業の推進  
類似事業の整理統合化  
各部局(課)における生涯学習事業の調査と評価・改善

###### 2) 学校教育と社会教育の連携の強化

「京田辺市学社連携推進委員会」の機能の充実  
類似事業の整理統合  
学習・教育活動における優れた人材の一層の活用

「ふるさと意識・郷土理解・人間愛」を育む地域・世代間交流の促進

3) 学校開放

学校の運動場、体育館及び特別教室等の施設の開放  
高等学校・大学の公開講座等を通しての教育資源の開放  
学習指導者やアドバイザーへの登用など人材資源の有効活用

4) 学校法人同志社との連携事業の推進

大学等の有する豊富な人的・物的資源の有効活用  
「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」の充実と学習の開発  
学生ボランティア活動の促進と連携

5) 民間機関等との連携

民間機関の人材や情報、施設等の資源の活用  
ボランティア活動との連携と定着化  
民間施設の活用と学習の開発

**(3) 生涯学習施設の拠点機能の充実とネットワーク化**

1) 生涯学習施設の拠点機能の充実

学習機会や情報の提供などをおして学習活動の振興を図るほか、各地域の学習拠点の中核的施設としての(仮称)南部住民センターや、生涯学習の総合拠点としての(仮称)生涯学習センター、及び(仮称)歴史民俗資料館の整備を検討していきます。

2) 生涯学習関連施設の整備・充実

コミュニティの促進と地域の学習拠点となる社会教育施設、社会体育施設、福祉施設等の施設整備については、『第3次京田辺市総合計画』に整合しながら進めていくとともに、地域の学習拠点としての既存施設の整備及びその充実に努めます。

市民ニーズに応じた利便性の向上を図りながら、生涯学習の拠点となる住民センターや分館公民館の有効活用とその支援に努めます。

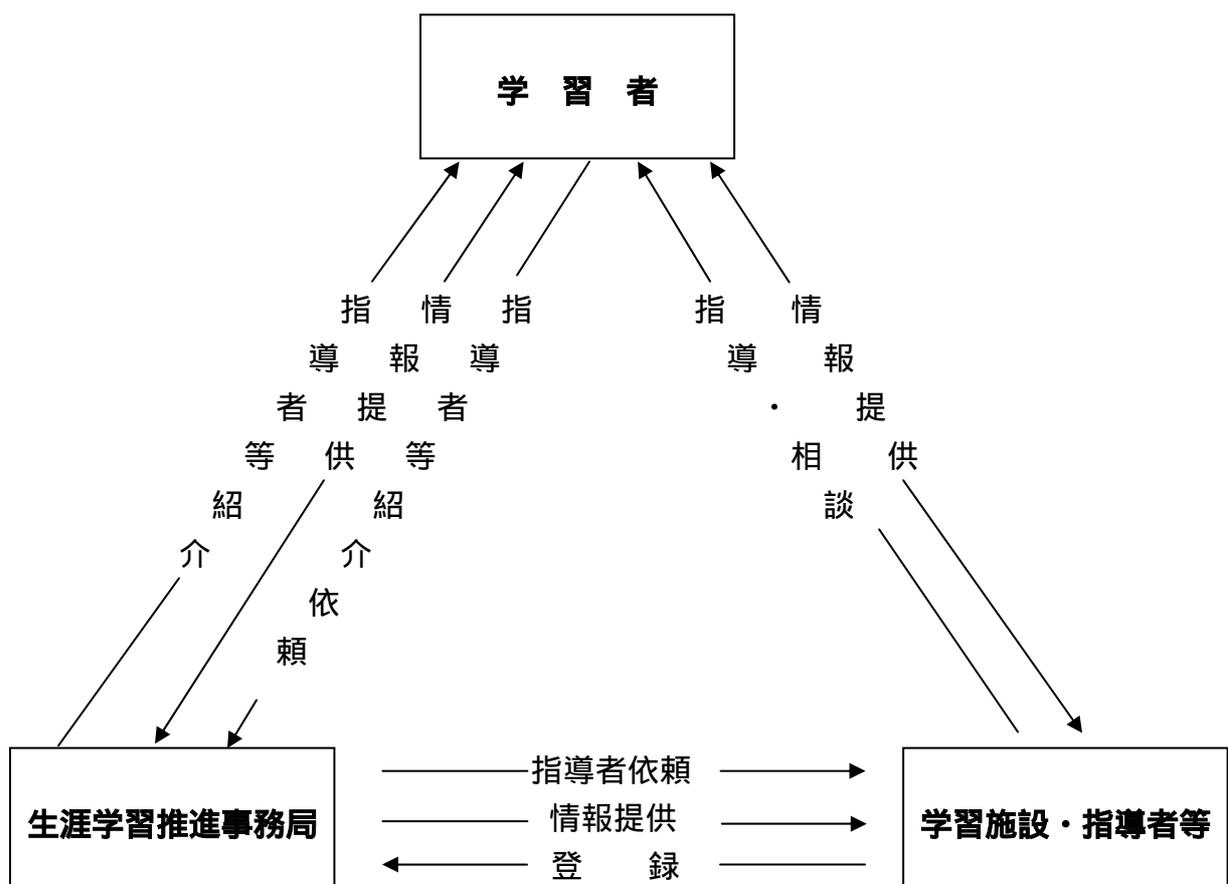
### 3) 生涯学習関連施設の連携

施設の情報化も含めて、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設等のネットワーク化を図るとともに、全部局の所管する施設等を特色のある生涯学習関連施設として積極的な活用を促進します。

また、分館公民館を活用した、活発で多様かつ質の高い学習の支援・相談等の体制や機能の充実に努めます。

さらに、民間施設、学研施設等と連携を図り、新しい学習の創造とその推進のため有効な活用を促進します。

## (学習ネットワークイメージ)



## 4 . 学習を支える人材・指導者の育成

### < 基本的な施策目標 >

市民の主体的な生涯学習の創造や取組を充実していくためには、それを支え指導する人材が必要です。これまでの学習を通して、数多くの優れた市民の方々が育ってきました。今後についても、各種の学習の機会や場を通して、強い意欲と高い識見を持ったリーダー、ボランティアや団体の育成と活用を推進します。

一方、大きく変化する環境の中で、学校教育や社会教育の充実に努め、次代を担う子どもや青少年の成長を豊かにして、生涯にわたって自ら楽しく学び続ける姿や力の向上と、豊かな心や実践力を発揮できるように努めます。

### 重 点 施 策

#### ( 1 ) 学習を支える人材の育成と活用

- 1 ) 指導者・リーダーの育成
- 2 ) 生涯学習ボランティアの育成
- 3 ) 学習相談員の育成と機能の充実
- 4 ) 生涯学習推進協力員の資質の一層の向上

#### ( 2 ) 学習団体やボランティアの育成と活性化

- 1 ) 学習団体等の育成と支援
- 2 ) 学習団体等の相互の連携及び交流の場とその機会づくり

#### ( 3 ) 心の教育を進める機会の充実と指導者の育成

- 1 ) 家庭教育の充実  
家庭教育の充実と子育て支援  
育児相談や交流学習の推進

2) 学校教育の充実

開かれた創意ある学校づくりと豊かな心の育成

ふるさと体験学習等による地域交流の推進

3) 社会教育の充実

人権教育等の充実

子ども・青少年の健全育成の推進

4) 社会体育の充実

健康・体力づくりの推進

スポーツ・レクリエーションの普及と振興

## 5. 学習を進める仕組みの充実

### < 基本的な施策目標 >

生涯学習を、総合的・効率的に推進して「市民参加型のまちづくり」の効果として反映していくためには、市の総合行政として取り組むとともに、生涯学習の推進組織を一層機能して、新たな学習の創造に努める必要があります。

このため、これからの生涯学習においては、新たな資格の取得や事業化へと進行することを考慮して、学習の成果が社会的に評価され、さらに社会に還元されていくような仕組みの工夫が必要です。

### 重点施策

#### (1) 学習の成果が生きる仕組みづくり

1) 「生涯学習人材バンク」の機能の拡充と活用

生涯学習のデータベースである「生涯学習人材バンク」を、広く活用できるように情報の提供と拡充に努めます。

2) 生涯学習システムの構築と活性化

学習等により習得された成果を、地域や学校で次の世代や新たな学習者に伝承し継続して活用されるシステムの構築に努めます。

- 3) 学習成果の評価の体系的な整備と充実  
継続的な学習で習得した成果を、地域社会の発展、ボランティア活動などに活かされるように体系的な整備と充実に努めます。

## (2) 生涯学習推進体制の機能の充実

- 1) 生涯学習推進協議会の機能の充実  
市民の代表で構成し、生涯学習が市民のものとして普及・啓発ができるように、市民の意見要望の反映や関係事項の協議等を行います。
- 2) 生涯学習推進本部の機能の充実  
生涯学習に関する施策の企画、調整、推進等の評価及び検討を行い、総合的かつ効果的に生涯学習推進基本計画の推進の強化を図るため、行政内部の組織として設置します。
- 3) 生涯学習推進幹事会の機能の充実  
生涯学習推進本部の下に、関係課長や関係職員等で構成して、情報交換、資料提出、関連事業の連絡調整など事業推進の具体策を提案し協議します。
- 4) 生涯学習推進事務局の機能の充実  
生涯学習施策を効率的に推進するため、主に普及・啓発、関連事業に係る連絡調整、学習情報の収集と提供、学習方策の調査研究、学習ニーズの調査、学習相談、学習ボランティアの養成活動等を関連施設等と連携して推進します。
- 5) 生涯学習推進協力員の継続配置  
生涯学習の市民への効率的な普及・展開を図るため、各地域における生涯学習の推進の核となる社会教育関係団体や各種民間指導者、学識経験者等を「生涯学習推進協力員」として位置づけ、各地域より選出された方を本部長が委嘱します。

## (3) 市民の主体的な学習活動の促進と充実

- 1) 学習プログラムの企画・運営への市民参画  
蓄積された学習プログラムの充実を図るため、市民の企画・運営への参加を促進します。

2) 市民の提案・企画による学習活動への支援

分館公民館で、団体等が実施する主体的な活動への積極的な支援に努めます。

3) 親の子育てに関する学習の支援

子育てに携わる人が、安全・安心・気軽に学習活動を進められるように支援に努めます。

学習内容や情報の提供

「生涯学習事業開催時保育協力者（子どもの保育）」を配置

妊娠期における女性の育児相談や交流学習の推進

## 京田辺市生涯学習推進基本計画の策定経過

- 平成2年9月 田辺町社会教育委員、田辺町立中央公民館運営審議会に「田辺町における生涯学習を推進するための基本的方策について」諮問
- 平成3年9月～平成4年2月 各種団体・町職員対象に生涯学習研修会を開催（3回実施）
- 平成3年11月 田辺町社会教育委員、田辺町立中央公民館運営審議会より、「田辺町における生涯学習を推進するための基本的方策について」答申
- 平成4年4月 田辺町生涯学習推進計画検討委員会設置（助役、関係部課長2名で構成、アドバイザー 國生 壽 同志社大学教授）
- 平成4年6月～ 田辺町生涯学習推進計画検討委員会開催（委員を対象に、総合行政としての生涯学習推進について研修を深める）
- 平成5年1月 第1回生涯学習フォーラム開催
- 平成5年3月 たなべ・同志社ヒューマンカレッジ運営委員会設置
- 平成5年7月 田辺町学社連携推進委員会設置
- 平成5年9月～平成7年6月 田辺町生涯学習推進計画検討委員会開催（「田辺町生涯学習推進基本計画」策定について検討）
- 平成7年10月 「田辺町生涯学習推進基本計画」を田辺町企画委員会で審議
- 平成8年2月 「田辺町生涯学習推進基本計画」を田辺町企画委員会で審議
- 平成8年3月 「田辺町生涯学習推進基本計画」策定
- 平成9年4月 市制施行に伴い、「生涯学習推進基本計画」の字句等整理を行う
- 平成16年8月 京田辺市社会教育委員、京田辺市立中央公民館運営審議会より、「京田辺市の社会教育の在り方」についての提言

平成16年12月 京田辺市新生涯学習推進基本計画策定検討小委員会設置要項策定

平成17年1月 京田辺市新生涯学習推進基本計画策定検討小委員会の設置

平成17年5月 分館公民館の維持管理について区・自治会および利用団体等に現状を聴取する（6つの区・自治会、40利用団体等）

平成18年3月 「京田辺市生涯学習推進基本計画」策定

平成18年4月 「京田辺市生涯学習推進基本計画」実施

## 用語解説（主な掲載頁）

### 問題解決型の学習 1頁

「何を 何のために どのように学ぶか」という学習を主体的に進めていく学習の方法です。自ら学習するためには、自分にできそうな学習目標をたて、その目標を達成するために必要な方法と内容を決めて計画的に学習を進めることが大切です。また、学習の達成状況を拡充していくためには、次の目標の達成に必要な情報を自ら収集し、他の人とも意見や情報を交換して学び合い、成果を発表及び交流することにより、自ら学ぶ力や姿が伸びてきます。

### 生涯スポーツ 1頁

全ての人、自分に適したスポーツやレクリエーションを選択し、多くの人たちと楽しく学習をしています。このような、スポーツを通して健康や体力の維持向上及び社会性の向上に生涯にわたって実施しているスポーツの総称です。

### 自分さがしの学習 1頁

全ての人、生涯にわたって、自分らしく楽しく豊かに生きる願いの実現のために努力をしています。しかし激変する環境の中での自己実現には困難がつきまといきます。それを克服していくためには、それぞれのライフステージの中で、豊かな自己実現のために環境をしっかりと見つめて多種多様な学習や体験を重ね、輝くばかりに自立する自分の姿や力をさがし求めて努力を継続していくことが大切です。

### 男女共同参画社会 1頁

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が法律等で確保されています。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会をいいます。

### 生涯学習社会 2頁

市民が、生涯の「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、楽しく」学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会をいいます。つまり「どこで学んだか」という学歴でみるのではなく、「何を学んだか、何を学ぼうとしているのか」という学習の過程や成果が確かに評価される社会が生涯学習社会です。

### 市民憲章 2頁

京田辺市が目指す都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」を実現するため、市民として大切にすることを誓います。

### 第3次京田辺市総合計画 2頁

地方自治法第2条に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定めています。総合計画は、まちづくりの基本とする計画であり、これにより、市の総合的な行政の事務事業を一つの方向性に基づいて計画的に推進していこうというものです。

### ライフスタイル 2頁

ライフステージにおいて、将来を展望して自分に適した学習の方法や内容を選択して、豊かな自己実現をしていく学びの態度や姿勢及びその過程をいいます。

## **学習ニーズ** 2頁

生涯学習を進める上で、学習者が必要とすること（全ての分野の情報や学習の場及びその機会、指導者や支援者及び補助金等）を言います。

## **地域協働学習社会** 2頁

急激な社会の変化の中で、人々の生活形態や人生観は多様化し、地域社会での人間関係が希薄となりコミュニティづくりが難しくなる傾向となってきました。この状況下にあって、子どもから大人までが社会の変化に的確に対応するために、様々な場所や機会において互いに学びあい、協力や連携・協働によって成果を生み出していく地域社会のことです。学校、家庭、地域社会の教育力の効率的な再生を図るためには、このような地域社会の中での個々の自立と連携は何よりも大切な基盤となります。

## **学習者の自立と連携** 2頁

学習者一人ひとりの生涯学習への積極的な参画等（自立）が、地域全体に広がり、より良い地域社会（人づくり・まちづくり）を形成（連携）していくことは、生涯学習の本旨であります。

## **生涯学習関連施設** 3頁

生涯学習の場を学校教育施設や社会教育施設だけに限定するのではなく、人々が一生を通じて学習する全ての施設のことです。即ち、広い意味で人々が生活する場そのものを生涯学習施設として見ることができますが、農林水産業、商工業等の社会の民間施設もその一つとして一層活用されることを期待します。

## **ネットワーク（生涯学習）** 4頁

個人や団体等が学習活動を進める時に、学習者が孤立することなく、安心して学習できるように互いに「支え合い・助け合う」ことが大切です。学習の過程の中で学習効果を高め、生きて働くような仕組みをいいます。

## **ライフステージ** 7頁

人生の年代のことです。人は乳幼児期、少年期、青年期を経て、高年期を迎えます。各期間をステージととらえ、その過ごし方によって次の年代の内容は大きく変わります。それぞれの期間を生涯学習等で豊かに自己実現することにより、次の期間はより充実していきます。

## **分館公民館** 7頁

社会教育法の規定に基づいて設置され、京田辺市立中央公民館の分館として位置づけられた地区の公民館です。市内の区・自治会等各地域にある公民館であり、地域の方々の最も身近な集会所として、また生涯学習の場として活用されています。分館には各区・自治会から選出された分館長が設置され、日常的な管理や運営に努力をされています。

## **学校週5日制** 7頁

平成14年（2002年）4月、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が、全ての公立学校において一斉に実施されました。学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちに「生きる力」を育み健やかな成長を促すものです。社会教育では休日を利用して、家庭や地域社会において子どもたちが世代を超えて、多くの人々と生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など様々な活動や体験ができる事業の実施と支援をしています。

## **出前講座** 7頁

行政機関等が主催する学習を、学習者の身近な場所で実施する講座のことです。学習者が、学びたい内容を決定して学習をする場合、要請に応じてその場に講師を派遣して実施する学習活動（講座等）もその一つです。

## **学術関連施設** 8頁

関西文化学術研究都市の建設は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵において、文化、学術、研究、産業の新しい拠点を形成するとともに、魅力ある住環境都市の創造を目指す国家的プロジェクトで行われています。京田辺市もその一翼を担っています。同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学・高等学校が立地して教育研究の拠点としての役割を担っています。

## **参加・体験型学習** 9頁

知識・理解のみの学習ではなく、学習者が直接参加して体験をする学習形態です。既得の知識・理解の力を、自ら計画的に参加・体験活動を進める中で生かすことで、より質の高い問題解決能力が身に付き、確かでバランスのとれた学力の向上が図れます。体験学習により、体得したことがフィードバックしてより確かで豊かな力や姿となって、学びを楽しく継続して進めていくこととなります。生涯学習は、参加・体験型学習であり、参加し体験しようとする姿勢が、豊かな人間関係を創造して楽しい自己実現となり、生きる希望と勇気を身につけることができます。

## **介護体験** 9頁

本来、高齢者・障害のある人・病気の人々等の、人間としての尊厳と共生及び社会参加と自立は、全ての人々が取り組むべき重要な課題であります。これらの取組は、大人のための課題ではなく、将来を担う青少年自身が克服していかなければならない課題でもあります。学校教育や社会教育の展開の過程においては、理解と啓発に視点を置いて、児童・生徒の発達段階を考慮した介護の方法や内容、施設訪問や交流等を進めて体験的な活動を進めています。

## **世代間交流** 9頁

子どもから高齢者までのいろいろな世代の人が、様々な触れ合いの中でお互いに学ぶことにより、自己の実現と社会に役立つような健やかで豊かな地域づくりが推進できます。最近では、従来からの世代間交流が減少していますが、京田辺市においては学校教育、社会教育、地域社会や各種の団体等で交流が積極的に再生されてきています。

## **広報きょうたなべ** 10頁

京田辺市が、現在毎月2回発行している広報紙です。京田辺市の全ての世帯に配布して、京田辺市が実施した事業、月々の行事や地域の情報、啓発事項等についてお知らせをしています。

## **学びの情報誌** 10頁

京田辺市教育委員会が、年に4回（春号、夏号、秋号、冬号）発行している情報誌です。京田辺市の文化・スポーツ等について、社会教育課・社会体育課や各教育施設、文化協会や体育協会が実施する事業等を記載して、京田辺市の全世帯に生涯学習の情報を提供しています。

## **情報ライブラリー** 10頁

学習の内容に関係する資料を、分野ごとに収集して、学習者の求めに応じて資料等の提供をするシステムや場のことです。図書館や体育館、歴史資料館や民族資料室、住民センター等公共機関等の施設は生涯学習の場でもあり情報提供もしています。学習に必要な指導者や講師等の人材バンク（登録）は、社会教育課に設置してあり、学習者の求めに応じて講師を派遣しています。

## **京田辺市学社連携推進委員会** 10頁

学校週5日制が実施されるにあたり、京田辺市では平成5年に「学社連携推進委員会設置要綱」を定め、児童・生徒の休日の拡大を考慮して、生涯学習推進の一貫の中で、学校教育と社会教育の連携と融合を視点とした事業を進めています。互いの教育効果を高め、共に生涯学習の基盤整備を図ることを趣旨として今日までその取り組みを累積してきました。委員会は、小中学校の教職員と市の社会教育及び社会体育施設の所属長で構成しています。また、各小学校区に「ふるさと体験学習地域委員会」を構成し、地域の方々と協働して具体的な事業を進めています。

## **学校開放** 11頁

学校週5日制の推進に伴い、学校改善の視点で学校の教育内容や方法、施設の開放等が進められました。休日等に小・中学校の体育館や運動場等の施設を開放して、スポーツや体験活動等の学校外活動の充実をしています。開かれた学校づくりとは、このような学校施設の開放だけを指すものではなく、学校の教育計画や実施状況等を、保護者や地域住民への説明や授業の公開等を積極的に進めて、望ましい連携や多様な意見等を相互に聴取することによって、より良い学校としての教育的機能の充実・改善を図ることが、その主旨です。

## **京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ** 11頁

京田辺市と同志社大学が協力しあいながら公開講座等とおして市民の生涯学習を支援し、心豊かな自己と生き生きした文化的な地域づくりをめざして、平成5年(1993年)から実施をしています。会場は、同志社大学京田辺キャンパスで5月から12月までの7回シリーズで実施をしています。各講座の講師は、すべて同志社大学・同志社女子大学の教授が担当しています。講座は、社会の変化の状況や将来を展望した学習内容が多く、京田辺市民はもとより周辺の市町村、近畿地方各府県等の県外からの参加者も増大しており好評を得ています。

## **民間機関等** 11頁

生涯学習を推進するにあたり、公共機関の施設や人を活用する以外に、専門的な分野やより質の高い学習を進める場合、民間の機関や施設及び人材を活用することにより学習効果を高めていく場合があります。このように民間機関等との連携の中で、施設や人材の活用と交流を進めることは生涯学習の拡充に必要な条件となってきました。

## **ボランティア活動** 11頁

自分の意思で、自発的・自主的に奉仕・体験活動等の社会貢献をすることです。京田辺市においても、教育・福祉・防犯や災害・美しい町づくりや環境等の広い分野で、活動が拡充してきています。このように、まちづくり及び生涯学習においても、市民の方々の積極的なボランティア活動が積極的に進められています。

## **心の教育** 13頁

社会の急激な変化と、核家族化の進展やコミュニティの変貌、完全学校週5日制の実施などの背景の中で、子ども・青少年の育つ環境は大きく変化して、改善すべき課題が出てきました。特に、人間愛やコミュニティ能力の希薄化は、人間関係や社会体験、様々な実体験不足によるものと考えられ、学校教育・家庭教育・地域教育等の「心の教育」の低下であると指摘されています。これらのことを考慮して、道徳教育や人権教育の重点的な取組を各分野で充実していますが、大切なことは「徳育」だけでは心は育つものではありません。「知育」「体育」「徳育」の3つの力がバランスよく体得・定着されてはじめて「心豊かな人」ということができます。

## **ふるさと体験学習** 14頁

学社連携推進委員会の下に、各小学校を事務局として「ふるさと体験活動地域委員会」を構成しています。地域委員会では、休日等に子どもが学校など身近な場所において地域の優れた指導者の下で、地域の歴史や文化、伝統行事や自然、産業やスポーツなどに直接参画し、地域の特性である縦割りや世代間交流を通して、豊かな心や「生きる力」の基礎的な資質や能力を伸長する事業を展開しています。平成16年度は9地域委員会で合計97事業、8、600人の参加者があり地域の方々の「地域の子どもは我々に任せて」の熱意が伝わってきています。

## **生涯学習人材バンク** 14頁

京田辺市では、特技や経験を有する人を登録して、生涯学習の指導者として派遣するシステムをとっています。登録された指導者が、今日までに学習で身につけた知識や技術・専門性を、実際に社会や地域で生かすように進めることと、市民が学習活動を進める時に、求めに応じて専門分野の指導者を講師として派遣することを目的としています。

## **データベース** 14頁

コンピュータで、相互に関連する情報を整理・統合して、検索をしやすくしたファイルのことです。また、このようなファイルの共用を可能にするシステムのことを言います。

## **生涯学習推進事務局** 15頁

生涯学習推進基本計画に沿った施策を効率的に推進するため、主に普及・啓発・関連事業に係る連絡調整、学習情報の収集と提供、学習方法や内容の調査研究、学習ニーズの調査、学習相談、学習ボランティアの養成活動等について、関連施設等と連携してその事務取扱をしているところです。現在は、教育委員会教育部社会教育課生涯学習係が担当しています。

## **社会教育関係団体** 15頁

社会教育法では、法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体を言います。即ち、社会教育事業を自ら行う「公の支配に属しない」民間団体であって、自由な意思でつくられた教育・文化・スポーツ・学習活動の組織のすべてが含まれます。

## **生涯学習事業開催時保育協力者（子どもの保育）** 16頁

京田辺市では「生涯学習事業開催時保育協力者派遣事業実施要項」を定め、乳幼児を抱えた市民の方が、生涯学習事業や講座等に参加する場合、会場施設内等で保育協力者による乳幼児の保育を実施しています。生涯学習への参加を促進し、市民一人ひとりの積極的な取り組みを支援することにより、市民の方々の生涯学習活動の振興を図ることを目的としています。

## 京田辺市生涯学習推進基本計画

発行日 平成18年3月  
発行 京田辺市  
事務局 京田辺市教育委員会教育部社会教育課  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80  
電話 0774(64)1393  
FAX 0774(64)1390  
<http://www.kyotanabe.ed.jp/>

